

名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付実施要領

1 趣旨

この要領は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 建築物の所有者又は管理者

要綱第1条に規定する建築物の所有者又は管理者については、建築物からのアスベストの飛散防止を図るのが目的であり、所有者又は管理者と契約等によりこの事業をおこなう責務を負うものは所有者又は管理者とみなす。

3 補助の対象

- 一 要綱第2条第1項第4号に規定する分析調査事業の対象吹付け建材は、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）、吹付けパーライト等とする。
- 二 要綱第2条第1項第5号に規定するアスベスト含有吹付け建材は、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールとする。
- 三 要綱第3条第1号の規定は共同住宅で分譲され区分所有の場合においては、共同住宅管理組合において補助対象事業をおこなうことが承認されていることと読み替えることができる。
- 四 要綱第3条第2号の規定は同一事業の再度の補助金交付を認めていないが、分析調査事業において既に補助金の交付を受けたアスベスト以外の種類のアスベストの分析調査をするときには、新たに分析調査事業の補助対象とすることができる。

4 補助の対象経費

要綱第4条に規定する対象経費のうち消費税額の扱いについては、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」（平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知）により示された方法によりおこなう。

附 則

この要領は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

《 参考 》

平成17年9月1日

国住総第37号

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について

補助事業等の事業主体が、補助事業等を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

本来、費用として支払う消費税は補助対象となるものであるが、補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定等の取扱は、下記によることとするので、遺憾のないよう周知徹底を図られたい。

また、補助金以外の交付金等についても、該当するものがある場合には、これに準じて取り扱うこととされているので、御了知願いたい。

記

1. 補助金の交付決定前の段階で当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）が明らかになる場合
交付決定は、消費税仕入控除税額を除いた額について行う。
2. 補助事業の実績報告の段階で消費税仕入控除税額が明らかになる場合
 - (1) 交付決定は、消費税仕入控除税額の見込額を除いた額について行う。
 - (2) 実績報告及び補助金の額の確定は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額について行うものとする。
3. 補助金の額の確定後、消費税の申告により消費税仕入控除税額が明らかになる場合
 - (1) 交付決定は、返還条件を付した上で消費税仕入控除税額を含めて行う。
 - (2) 実績報告及び補助金の額の確定は、消費税仕入控除税額を含む額について行う。
 - (3) 消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還する。

附 則

1. 補助金の交付決定を変更する場合には、上記1から3までの区分を変更して差し支えない。
2. 消費税法別表第3に列挙された法人については、特定収入割合が100分の5を超える場合、消費税相当額を補助対象事業費に含めても差し支えない（消費税法第60条及び消費税法施行令第75条第3項）。
3. 施行者等が自ら行う住宅の貸し付けは、非課税のため、消費税相当額を補助対象事業費に含めて差し支えない（消費税法第6条別表第1第13号）。但し、住宅の貸付けに係る期間が一月に満たない場合（消費税法施行令第16条の2）を除く。

なお、貸付のための住宅の取得であっても、当該事業施行者が他の取引により消費税の確定申告を行う場合においては、課税売上割合に応じて、当該住宅の取得に係る消費税相当額についても控除が受けられることがあるので注意されたい。